

証券コード 3940

2023年3月9日

(電子提供措置の開始日2023年3月1日)

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号

恵比寿ビジネスタワー4F

株式会社ノムラシステムコーポレーション

代表取締役 野村 芳光

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第38回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.nomura-system.co.jp/ir/meeting/>

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）2023年3月1日掲載予定

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施のうえ開催いたしますが、株主のみなさまにおかれましては、ご来場の場合は、開催日現在の感染状況やご自身の健康状態をご確認のうえ、マスク着用などの感染対策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代わって、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月23日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月24日（金曜日）午前10時
※午前9時30分受付開始予定

2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル5階 EBiS303 カンファレンススペースABC
(昨年の定時株主総会と会場が異なります。ご来場の際は、
お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第38期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告及び
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

-
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

- 下記3つの方法がございます。

■ インターネットによるご行使



行使期限

2023年3月23日（木曜日）
午後6時行使分まで

当社議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

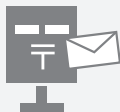
【議決権行使ウェブサイト】<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

▶「QRコードを読み取る方法「スマート行使」」については次頁をご参照ください。

■ 郵送によるご行使



行使期限

2023年3月23日（木曜日）
午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

■ 株主総会へのご出席



株主総会開催日時

2023年3月24日（金曜日）
午前10時

（受付開始 午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権のご行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

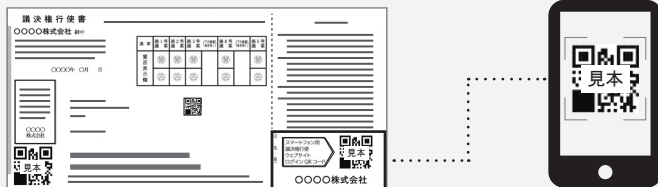
議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。

インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後にご行使されたものを有効なものとして取り扱います。

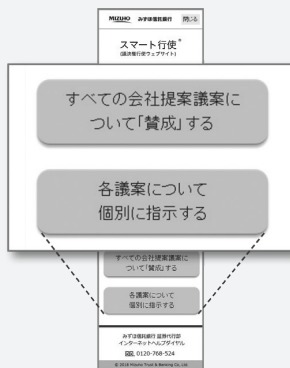
◆ QRコードを読み取る方法「スマート行使」◆

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。
詳細は次頁をご参照ください。

◆ 議決権行使ウェブサイトへのアクセス方法 ◆

「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）へのアクセスにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力の上、画面の案内に従って行使をしていただきますようお願い申し上げます。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使の手順について

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック

2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードを入力し、「次へ」をクリック

3 パスワードを入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

パスワードのお取り扱い

- ◎パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ◎パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話番号 0120-768-524（フリーダイヤル）

（ご利用時間 午前9時～午後9時（年末年始を除く））

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和により景気の回復傾向は見られますが、ロシア・ウクライナ情勢の悪化による地政学リスクや物価の高騰、円安の影響により依然として不透明な状況にあります。

当社を取り巻く環境におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いテレワークが普及したことにより、オンライン会議システムやクラウド型システムの導入、デジタルトランスフォーメーション（DX）の取り組みなど、企業のIT投資のペースは引き続き増加する傾向にあります。

このような経営環境のもと、SAP ERPパッケージ導入のプライム（元請け案件）をより多く受注すべく、当社の強みである人事ソリューションを中心に営業活動を推進してまいりました。合わせて、FIS（※）、RPAの営業も積極的に行い、受注の安定に努め、顧客基盤の拡大を図ってまいりました。

また、当社はコンサルティングサービスの更なる飛躍に向けて東京本社を移転いたしました。当社が提供するコンサルティングサービスは「ヒト」が全てです。研修施設を拡大・充実させたことによって、新卒の採用枠を拡げ、また組織を強化すべく社内教育を実施するために整備・充実化を行いました。

この結果、当事業年度におきましては、売上高2,695,794千円（前期比3.4%減）、営業利益351,880千円（前期比26.0%減）、経常利益370,915千円（前期比24.8%減）、当期純利益は255,713千円（前期比26.8%減）となりました。

なお、当社はERPソリューション事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

(※) FIS (Function Implement Service)

SAP導入プロジェクトにおいて業務設計、システム設計から顧客要件を分析し、SAPの実現機能の設計やアドオン（作り込み）設計の技術支援を行う。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は57,164千円で、建物附属設備50,751千円、工具器具備品6,412千円等であります。これは東京本社移転に伴う設備投資によるものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、下記の2点を今後の事業展開における特に重要な課題として認識し、対応を強化してまいります。

①人材の確保と育成

当社が継続して成長し発展していくためには、SAP社製品を高品質かつ短期間で導入すること及びクラウド、AI、データサイエンスなど著しい進歩がみられる最先端技術の習得が必要不可欠であり、これらを維持し向上していくためにはコンサルタントの研修・トレーニングを充実させるとともに、経験と知識を豊富にもった優秀な人材の確保が必要であると考えております。

製品の多様化からSAP ERP以外のIT知識とSAP社製品の導入業務に対する理解を深めるためにも様々な業界及び業務知識も必要となります。当社は、これらの技術及び知識を習得するためにSAP社のセミナーや研修、自社での教育研修を行っております。また、増加するグローバルな需要に対応するために多言語に対応可能な人材の採用強化を引き続き図ってまいります。

②収益基盤の拡充

当社は、顧客の要望に素早く応え、より優れたコンサルティングサービスを提供するためには、国内に限らずグローバルにおける最新のIT技術を日々把握、素早く対応し、クラウド、データサイエンス、RPAと新たなサービスを導入し収益基盤を拡充していくことが必要であると考えております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 第35期	2020年度 第36期	2021年度 第37期	2022年度 (当期)第38期
売 上 高	2,411,749 千円	2,539,510 千円	2,790,775 千円	2,695,794 千円
経 常 利 益	353,796 千円	390,527 千円	493,403 千円	370,915 千円
当 期 純 利 益	240,774 千円	269,466 千円	349,322 千円	255,713 千円
1株当たり当期純利益	5.27 円	5.88 円	7.58 円	5.53 円
総 資 産	2,582,217 千円	2,683,093 千円	2,960,346 千円	3,143,237 千円
純 資 産	2,304,281 千円	2,395,548 千円	2,646,853 千円	2,836,082 千円
1株当たり純資産額	50.28 円	52.05 円	57.34 円	61.11 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を除く）は、千円未満を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、2019年8月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行い、2020年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行い、2022年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。2019年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第38期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡及適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

事 業	主 要 業 務
ERPソリューション事業	SAP導入コンサルティング

(8) 主要な営業所（2022年12月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都渋谷区
西日本支社	大阪府大阪市淀川区

(9) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
115名	7名増	36.2歳	9.4年

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 137,520,000株
- (2) 発行済株式の総数 46,444,800株（自己株式39,484株）
- (3) 株主数 5,784名
- (4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
野村 芳光	27,940,000 株	60.21 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,464,200	3.16
株式会社SBI証券	369,147	0.80
河野 信夫	300,000	0.65
向井 哉志	300,000	0.65
石川 るみ子	287,200	0.62
吉田 勤	247,200	0.53
内山 勉	244,800	0.53
酒井 秀和	240,000	0.52
根本 康夫	240,000	0.52

（注）持株比率は自己株式（39,484株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項（2022年12月31日現在）

- ①2022年2月28日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が12,000株増加しております。
- ②2022年7月1日付で普通株式1株を2株に分割したことにより、発行済株式の総数が23,202,000株増加しております。
- ③2022年7月1日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は68,760,000株増加し、137,520,000株となっております。
- ④2022年8月31日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が4,800株増加しております。

⑤2022年12月16日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が36,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	野村芳光	—
取締役	根本康夫	管理部長
取締役	有賀滋	営業企画部長
取締役	吉田勤	プライム企画部長
取締役	内山勉	コンサルティング事業部長
取締役	太田健一	—
取締役 (常勤監査等委員)	富谷正明	—
取締役 (監査等委員)	田部井修	田部井会計事務所 所長 株式会社アイティーコンサルティング 代表取締役 株式会社大里 社外監査役
取締役 (監査等委員)	千葉幸夫	千葉幸夫公認会計士事務所 代表 株式会社four C partners 代表取締役 磯野アセットマネジメント株式会社 監査役 Fuente合同会社業務執行社員

- (注) 1. 取締役太田健一氏、取締役富谷正明氏、取締役田部井修氏及び取締役千葉幸夫氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役太田健一氏、取締役富谷正明氏、取締役田部井修氏及び取締役千葉幸夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査等委員のうち富谷正明氏を常勤の監査等委員として選定しております。これは日常的に業務執行取締役等からの報告や各種調査等の継続的な対応を実効的に行うために必要と考えるからであります。
4. 監査等委員富谷正明氏は、他社における取締役や監査役としての長年にわたる経験を有しており、経営全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員田部井修氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査等委員千葉幸夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会において取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は株主総会において決議された報酬総額の限度額内で、各取締役の担当業務及びその内容、経済情勢等を考慮、監査等委員会の意見を聴取し、取締役会からの信任を受け、代表取締役が報酬額を決定しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬額につきましては、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の基本報酬限度額は、2017年3月28日開催の第32回定時株主総会において年額250,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年3月28日開催の第32回定時株主総会において年額60,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は代表取締役野村芳光に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務に応じた貢献度等を総合的に評価するには、代表取締役が適していると判断したためであります。取締役会で決定された報酬等の基本方針及び当該手続きに基づき決定されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に沿うものであると判断しております。

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員 の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	58,590 (1,200)	58,590 (1,200)	—	—	6 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	7,200 (7,200)	7,200 (7,200)	—	—	3 (3)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役 (監査等委員)	田部井修	田部井会計事務所 所長 株式会社アイティーコンサルティング 代表取締役 株式会社大里 社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	千葉幸夫	千葉幸夫公認会計士事務所 代表 株式会社four C partners 代表取締役 礒野アセットマネジメント株式会社 監査役 Fuente合同会社 業務執行社員

(注) 田部井修氏及び千葉幸夫氏の重要な兼職先である法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	太田 健一	当事業年度に開催した取締役会全15回（定時12回、臨時3回）の全回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するため、成長企業を含む多くの企業を支えてきた豊富な経験と知見を基に適宜質問し、意見を述べております。
社外取締役 （監査等委員）	富谷 正明	当事業年度に開催した取締役会全15回（定時12回、臨時3回）の全回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するため、経営者としての豊富な経験を基に適宜質問し、意見を述べております。また、監査等委員会15回（定時12回、臨時3回）の全回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	田部井 修	当事業年度に開催した取締役会全15回（定時12回、臨時3回）の全回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するため、主に税理士としての専門的見地と高い見識に基づき適宜質問し、意見を述べております。また、監査等委員会15回（定時12回、臨時3回）の全回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	千葉 幸夫	当事業年度に開催した取締役会全15回（定時12回、臨時3回）の全回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するため、主に公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき適宜質問し、意見を述べております。また、監査等委員会15回（定時12回、臨時3回）の全回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務について

太田健一氏は、銀行及びベンチャーキャピタルにおいて、成長企業を含む多くの企業を支えてきたことから財務及び会計に関する深い知見、また、相応程度の法務の知見を有していることに加え、国立研究法人科学技術振興機構の「A-STEP」「NexTEP」プログラムでの財務系評価委員としての経験を有されており、当社取締役会において独立した客観的かつ中立的な立場からの指摘や有益な意見をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言等適切な役割を果たしていただいております。

富谷正明氏は、過去において大手総合商社及びその関連会社において様々な業務に従事するとともに、監査役としての経験も豊富であり、当社取締役会において独立した客観的かつ中立的な立場からの指摘や有益な意見をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言等適切な役割を果たしていただいております。また、監査等委員会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等適切な役割を果た

していただいております。

田部井修氏は、税理士としての専門的見地と、監査役としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、当社取締役会において独立した客観的かつ中立的な立場からの指摘や有益な意見をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言等適切な役割を果たしていただいております。また、監査等委員会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等適切な役割を果たしていただいております。

千葉幸夫氏は、公認会計士として高度な専門知識や豊富な経験を有しており、当社取締役会において独立した客観的かつ中立的な立場からの指摘や有益な意見をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言等適切な役割を果たしていただいております。また、監査等委員会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等適切な役割を果たしていただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期、会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況及び職務の遂行状況等を総合的に評価し、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を決定し、取締役会はその決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保する体制

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その概要は次のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、全役職員が法令、定款はもとより社会規範を遵守することを明確にするとともに、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図ります。
- ② 当社は、「コンプライアンス・リスク委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士による助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業におけるリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保しております。
- ③ 「コンプライアンス・リスク委員会」は、万が一不正行為が発生した場合には、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて管理部は再発防止策活動を推進します。
- ④ 内部通報体制として「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反またはその恐れのある事実の早期発見に努めます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立します。情報セキュリティに関する具体的な施策については「情報セキュリティ委員会」で審議し、推進します。
- ② 個人情報については、法令及び「個人情報管理規程」に基づき、厳重に管理します。
- ③ 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づき、潜在的风险の早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。
- ② 経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から重要な事項については、「コンプライアンス・リスク委員会」において十分な審議

を行い、その結果を取締役に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行っております。
- ② 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。
- ③ 当社は、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図るとともに、その職務執行状況を適宜、取締役会に報告しております。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置きます。
- ② 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得たうえで、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

(6) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。
- ② 監査等委員会は、重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができます。

(7) **監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

「内部通報規程」において、通報者が通報を行ったことに関していかなる不利益も与えてはならないことを明確にしております。

(8) **監査等委員の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払うものとします。

(9) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員会は、重要な意思決定及び業務の遂行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧します。
- ② 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査責任者と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視します。

(10) **財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行います。
- ② 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

(11) **反社会的勢力への対応**

- ① 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化しております。
- ② 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携を構築します。

業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

コンプライアンス・リスク委員会は、市場、情報セキュリティ、当社が提供するサービスにおける課題、労務等、会社を取り巻く様々な事業運営上のリスクの低減・回避策やリスクが顕在化した場合の対応策等を協議しました。

また、主要な規程、インサイダー取引や情報漏洩防止に関する研修での教育を推進し法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っており、あわせて内部通報制度の周知等により、コンプライアンスの推進、実効性の確保に取り組みました。

② 取締役の職務の執行

取締役会において、取締役全員出席のもと、重要な業務の執行に関する決定や監督等を行うとともに、中期経営計画及び利益計画を策定し、業務執行取締役は同計画の達成に取り組みました。

③ 内部監査の実施

内部監査部門は内部監査計画に基づき、監査等委員と連携して内部監査を実施し、モニタリングを行いました。

④ 監査等委員会の職務の執行

監査等委員会は、議事録や稟議書、契約書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や監査法人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、内部監査及び会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

⑤ 内部統制システム全般

内部統制については、基本方針に基づき、内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングし、改善をすすめました。

⑥ 反社会的勢力の排除

当社は、「反社会的勢力排除方針」を定め、当社ウェブサイトや社内メール等でその内容の周知徹底を図りました。また、反社会的勢力との取引防止のため、新規取引先の事前確認及び既存取引先の継続確認を適宜行うとともに、所轄警察署や暴力追放推進運動センター等の外部専門機関との連携により、反社会的勢力の排除に取り組みました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当につきましては、財務基盤の健全性を維持し、事業環境の変化や将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図りつつ、配当性向40%以上の安定配当を継続的に行うことを基本方針といたします。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,547,111	流動負債	290,651
現金及び預金	2,068,810	買掛金	159,130
売掛金及び契約資産	454,257	未払金	30,752
仕掛品	2,704	未払法人税等	53,010
前払費用	19,065	預り金	19,511
その他	2,275	その他	28,248
固定資産	596,125	固定負債	16,504
有形固定資産	55,754	資産除去債務	16,504
建物	48,477	負債合計	307,155
車両運搬具	11,670	(純資産の部)	
工具器具備品	13,274	株主資本	2,841,457
減価償却累計額	△17,668	資本金	323,871
無形固定資産	218	資本剰余金	280,371
その他	218	資本準備金	280,371
投資その他の資産	540,153	その他資本剰余金	-
投資有価証券	423,602	利益剰余金	2,242,861
長期前払費用	27,870	その他利益剰余金	2,242,861
繰延税金資産	31,393	繰越利益剰余金	2,242,861
その他	57,288	自己株式	△5,646
		評価・換算差額等	△5,446
		その他有価証券評価差額金	△5,446
		新株予約権	71
		純資産合計	2,836,082
資産合計	3,143,237	負債・純資産合計	3,143,237

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,695,794
売 上 原 価		2,028,928
売 上 総 利 益		666,865
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		314,986
営 業 利 益		351,880
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	18,794	
そ の 他	242	19,035
経 常 利 益		370,915
税 引 前 当 期 純 利 益		370,915
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	120,498	
法 人 税 等 調 整 額	△5,296	115,202
当 期 純 利 益		255,713

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2022年1月1日残高	322,841	279,341	2,639	281,980	2,141,192	2,141,192
事業年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	1,031	1,031		1,031		
剰余金の配当					△150,022	△150,022
当期純利益					255,713	255,713
自己株式の取得			△19	△19		
自己株式の処分			△6,643	△6,643		
自己株式処分差損の振替			4,023	4,023	△4,023	△4,023
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	1,031	1,031	△2,639	△1,608	101,668	101,668
2022年12月31日残高	323,871	280,371	-	280,371	2,242,861	2,242,861

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
2022年1月1日残高	△31,671	2,714,341	△67,559	△67,559	71	2,646,853
事業年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		2,062				2,062
剰余金の配当		△150,022				△150,022
当期純利益		255,713				255,713
自己株式の取得	△274	△293				△293
自己株式の処分	26,299	19,656				19,656
自己株式処分差損の振替		-				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			62,113	62,113		62,113
事業年度中の変動額合計	26,025	127,116	62,113	62,113	-	189,229
2022年12月31日残高	△5,646	2,841,457	△5,446	△5,446	71	2,836,082

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以……………期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 ……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……………定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
車両運搬具	6年
工具器具備品	5～10年

3. 収益及び費用の計上基準

(1) 準委任契約等

準委任契約等はサービス支援等であり、当社の指揮命令下において顧客との契約内容に応じた役務提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、準委任契約に定められた金額に基づき、収益認識を行っております。

(2) 請負契約

請負契約は受注制作のソフトウェア開発に係るものであります。当社はERPソリューションシステムのコンサルティングから企画・開発・保守に至る一連のサービスを提供しており、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益認識を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来、請負契約による受注制作のソフトウェア開発に関する収益認識は、進捗部分に成果の確実性が認められる契約については進行基準を、その他の契約については完成基準を適用していましたが、ごく短期的な契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定

の期間にわたり収益認識を行っております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「6. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 31,393千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 46,444,800株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 39,484株

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式 304,800株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月23日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	150,022	6.50	2021年12月31日	2022年3月24日

(注) 当社は2022年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記金額は、当該株式分割前の実際の配当金の金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	150,817	3.25	2022年12月31日	2023年3月27日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,903	千円
資産除去債務	5,054	〃
投資有価証券評価損	15,063	〃
その他有価証券評価差額金	2,403	〃
株式報酬費用	3,331	〃
フリーレント賃料	4,139	〃
その他	2,212	〃
繰延税金資産合計	36,105	千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	4,712	〃
繰延税金負債合計	4,712	〃
繰延税金資産純額	31,393	千円

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営活動に必要な資金の調達を自己資金にて賄っております。資金運用については、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。なお、当社はデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に配当収入を期待する投資有価証券の運用ですが、市場価格の変動リスクに晒されており、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業企画部と管理部が連携して、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的到时価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）をご参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	422,797	422,797	—
資産計	422,797	422,797	—

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	805

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,068,810	—	—	—
売掛金及び契約資産	454,257	—	—	—
合計	2,523,067	—	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	422,797	—	—	422,797
資産計	422,797	—	—	422,797

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の評価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	ERPソリューション事業	計	
準委任契約等	2,479,299	2,479,299	2,479,299
請負契約	213,029	213,029	213,029
その他	3,466	3,466	3,466
顧客との契約から生じる収益	2,695,794	2,695,794	2,695,794
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	2,695,794	2,695,794	2,695,794

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、1. 重要な会計方針に係る事項の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載したとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産の残高等

	当事業年度（千円）	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	563,811	382,806
契約資産	85,972	71,451

契約資産は、請負契約について未請求の受注制作のソフトウェア開発に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該請負契約に関する対価は、主に得意先の検収月の月末に請求し、翌月末に受領しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 61円11銭

1株当たり当期純利益金額 5円53銭

(注) 当社は、2022年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しています。

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、下記のとおり、自己株式を取得すること及びその具体的な方法を決議し、自己株式の取得を実施いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社代表取締役である野村芳光氏より、その保有する当社株式の一部について売却の意向を有している旨の連絡を受け、当社は当該株式を自己株式として取得することにより、資本効率の向上を図り、インセンティブプランの検討をはじめとした経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、また、支配株主の持株比率が低下することによって、ガバナンスと流動性の向上につながることに、1株当たりの株式価値の向上に繋がられるものと判断致しました。

2. 取得に関する事項の内容

(1) 取得する株式の種類 当社普通株式

(2) 取得する株式の総数 500,000株

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.08%)

(3) 株式の取得価額の総額 59,000,000円

(4) 取得日 2023年2月15日

(5) 取得の方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け

3. 自己株式の取得状況

(1) 取得した株式の種類 当社普通株式

(2) 取得した株式の総数 500,000株

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.08%)

(3) 株式の取得価額の総額 59,000,000円

(4) 取得日 2023年2月15日

(5) 取得の方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け

11. その他の注記

特記事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社ノムラシステムコーポレーション
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 早 稲 田 宏
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 裕 之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノムラシステムコーポレーションの2022年1月1日から2022年12月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月21日

株式会社ノムラシステムコーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員 富谷 正明 ㊟

監査等委員 田部井 修 ㊟

監査等委員 千葉 幸夫 ㊟

(注) 常勤監査等委員富谷正明氏、監査等委員田部井修氏及び監査等委員千葉幸夫氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当につきましては、財務基盤の健全性を維持し、事業環境の変化や将来の事業展開に備えて内部留保の充実も図りつつ、配当性向40%以上の安定配当を継続的に行うことを基本方針としております。つきましては、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当及び剰余金の処分をさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき3円25銭 配当総額 150,817,277円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月27日（月曜日）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	ノムラ ヨシミツ 野村 芳光 (1948年12月15日生)	1969年4月 トヨタ自動車株式会社入社 1971年3月 株式会社データプロセスコンサルタン ト (現アイエックス・ナレッジ株式会社) 入社 1972年9月 三菱金属株式会社 (現三菱マテリアル 株式会社) 入社 1979年10月 ノース・アメリカ保険株式会社 (現C h u b b 損害保険株式会社) 入社 1983年1月 損害保険代理店として独立 1986年2月 当社設立 代表取締役 (現任)	27,940,000 株
<p><u>取締役候補者とした理由</u></p> <p>野村芳光氏は、当社創業者であり、当社設立以来、長年にわたる経営者としての経験と優れた経営手腕により当社を成長させてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、経営全般に関する知識と能力を有していることから、当社の持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>			
2	ネモト ヤスオ 根本 康夫 (1957年5月19日生)	1976年4月 宮崎電線工業株式会社 1987年4月 株式会社システムエース入社 1988年8月 当社入社 1999年5月 当社取締役 2005年11月 当社取締役ERPソリューション事業部長 2006年12月 当社取締役ERPソリューション事業 部長兼ネットワーク事業部長 2014年12月 当社取締役コンサルティング事業部長 2017年3月 当社常務取締役コンサルティング事業部長 2019年9月 当社常務取締役コンサルティング事業 部長兼管理部長 2019年11月 当社常務取締役管理部長 2021年3月 当社取締役管理部長 (現任)	240,000 株
<p><u>取締役候補者とした理由</u></p> <p>根本康夫氏は、当社コンサルティング事業の責任者として同事業の拡大を通じた企業価値向上へ貢献してきた実績と取締役としての経営の監督を適切に遂行してきたことから、今後も当社の持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	ヨシダ ツトム 吉田 勤 (1975年9月16日生)	1998年4月 株式会社クリスタル入社 2001年3月 株式会社ソフトウェア転籍 2002年5月 個人事業主として開業 2004年4月 当社入社 2014年8月 当社営業企画部長 2017年3月 当社取締役プライム企画部長 (現任)	247,200 株
	<u>取締役候補者とした理由</u> 吉田勤氏は、当社コンサルティング事業のサービス提供方法の一つであり、より収益性の高いプライムの案件獲得を通じた企業価値向上へ貢献してきた実績と取締役としての経営の監督を適切に遂行してきたことから、今後も当社の持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。		
4	ウチヤマ ツトム 内山 勉 (1976年6月11日生)	2002年8月 個人事業主として開業 2011年9月 当社入社 2014年4月 当社ERPソリューション事業部長 2017年3月 当社取締役コンサルティング事業部長 (現任)	244,800 株
	<u>取締役候補者とした理由</u> 内山勉氏は、2011年の当社入社以来、コンサルタントとして尽力し、2014年からはERPソリューション事業部長としてリーダーシップを発揮し、高品質な提供を通じて企業価値向上へ貢献してきた実績と取締役としての経営の監督に適切に遂行してきたことから、今後も当社の持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	オオタ ケンイチ 太田 健一 (1950年9月3日生)	1975年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1987年5月 富士銀キャピタル株式会社（現みずほキャピタル株式会社）に出向（2022年9月同社に転籍） 2005年10月 同社 執行役員営業第3グループ長 2010年10月 同社 嘱託 営業部部长（2015年9月退任） 2011年4月 国立研究法人科学技術振興機構「A-STEP」「NexTEP」プログラム財務系評価委員（2022年8月退任） 2015年10月 みずほキャピタル株式会社 特別顧問（2021年9月退任） 2015年12月 フィンテック グローバル株式会社 監査役 2018年3月 当社社外取締役（現任） 2019年12月 フィンテック グローバル株式会社 社外取締役（監査等委員）（2021年12月退任）	一株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>太田健一氏は、銀行及びベンチャーキャピタルにおいて、成長企業を含む多くの企業を支えてきたことから財務及び会計に関する深い知見、また、相応程度の法務の知見を有していることに加え、国立研究法人科学技術振興機構の「A-STEP」「NexTEP」プログラムでの財務系評価委員としての経験を有しております。その豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として職責を果たしております。独立した立場から社外取締役として十分な役割を引き続き果たすことができると考え、社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注)
1. 当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者野村芳光氏は当社の経営を支配しているものであります。
 3. 太田健一氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 太田健一氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、選任された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
 5. 当社は太田健一氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 6. 太田健一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役富谷正明氏及び田部井修氏は任期満了となり、また監査等委員である取締役千葉幸夫氏は辞任いたしますので、新たに、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	トミヤ マサアキ 富谷 正明 (1941年8月6日生)	1964年4月 三菱商事株式会社入社 1987年4月 DiaResibon Thailand Co. 出向 代表取締役 1991年5月 株式会社グラフィトデザイン出向 代表取締役 1994年2月 株式会社ゴウセイ出向 常務取締役 2006年8月 株式会社サンライフ 常勤監査役 2008年2月 株式会社テクノサイエンスジャパン 常 勤監査役 2011年8月 株式会社旅キャピタル（現株式会社エア トリ） 監査役 2015年3月 当社常勤監査役 2017年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	24,000株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 富谷正明氏は、他社において取締役や監査役として培われた幅広い見識を有しております。その豊富な経験と幅広い見識から、公正かつ客観的な立場に立って経営全般の重要事項について適切な意見を引き続きいただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	タ ベ イ オサム 田部井 修 (1955年8月25日生)	1979年4月 近畿日本ツーリスト株式会社入社 1984年10月 株式会社和広入社 1988年1月 税理士登録 1990年10月 石川会計事務所(現税理士法人ハートフル会計事務所)入所 1998年3月 中小企業診断士登録 1998年6月 田部井会計事務所設立 所長(現任) 2000年8月 株式会社アイティーコンサルティング設立 代表取締役(現任) 2008年1月 株式会社大里 社外監査役(現任) 2012年2月 株式会社アクトコール 社外取締役(監査等委員) 2014年9月 株式会社バリューデザイン 社外監査役 2016年3月 当社監査役 2017年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	一株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>田部井修氏は、税理士として税務及び会計に関する深い見識を有しております。その豊富な経験と幅広い見識から、公正かつ客観的な立場に立って経営全般の重要事項について適切な意見を引き続きいただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	※ ヒダカ キョウウコ 日高 共子 (1974年6月10日生)	1997年11月 住友生命保険相互会社 入社 2002年9月 株式会社ノムラシステムコーポレーション 入社 2007年6月 東京労働局池袋公共職業安定所 入職 2011年10月 Okuma Techno (Thailand) Ltd Singapore Branch 入社 2015年10月 学校法人三幸学園エクステンションセンター 入職 2017年10月 非特定営利法人星槎教育研究所 入職 2021年4月 埼玉県入間市教育センター 入職(現任)	一株
<p><u>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</u></p> <p>日高共子氏は、産業カウンセラーとして高度な専門知識や豊富な経験を有することから、社会問題に関する高い知見を有しております。またキャリアコンサルタントの知見も有していることから、当社が取り組む課題に対して有用な助言を期待できると考え、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。</p>			

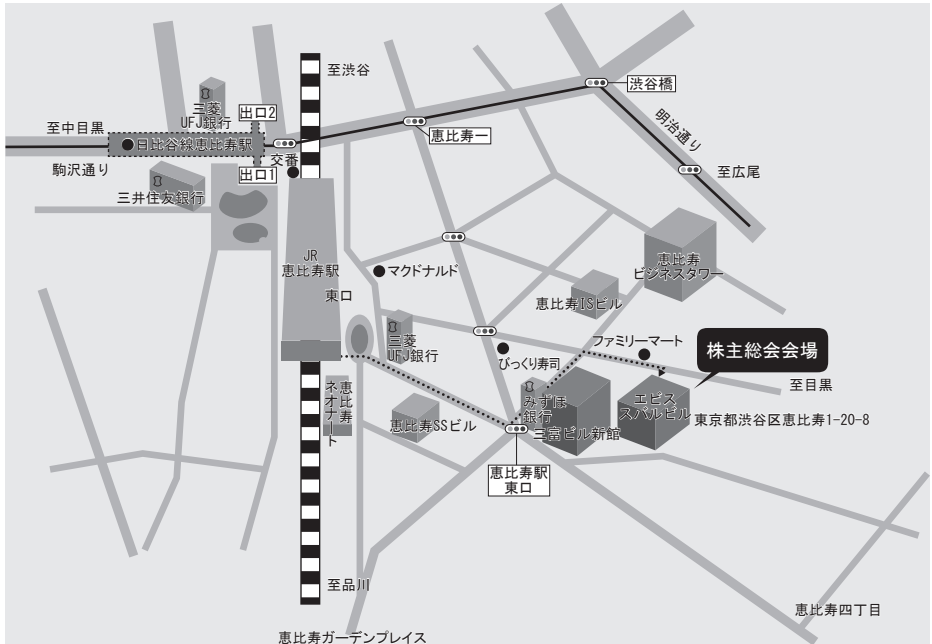
- (注)
- ※は新任の監査等委員である取締役の候補者であります。
 - 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 富谷正明氏、田部井修氏及び日高共子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 当社は、候補者の所属する田部井会計事務所及び株式会社アイティーコンサルティングと顧問契約等の締結はございません。また、当社は、候補者の兼務先との特別な関係はございません。
 - 富谷正明氏及び田部井修氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、選任された場合には、引き続き独立役員となる予定です。また、日高共子氏の選任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
 - 当社は富谷正明氏及び田部井修氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項に定める損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、日高共子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 富谷正明氏及び田部井修氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル5階
EBiS303 カンファレンススペースABC
電話 0120-303-557 (代表)

(昨年の定時株主総会と会場が異なります。ご来場の際は、お間違いのないようご注意ください。)



交通： JR 線「恵比寿駅」東口より徒歩約3分
日比谷線「恵比寿駅」出口1より徒歩約5分

※お願い 株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。